七三　金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件　九　122　八九

七四　最終指定親会社に係る連結レバレッジ比率の算出における日本銀行に対する預け金の不算入に関する件　九　122　九一

七五　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件　九　122　九二

七六　信用金庫連合会に係る連結レバレッジ比率等の算出における日本銀行に対する預け金の不算入に関する件　九　122　九二

七七　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　九　122　九二

七八　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件　九　122　九四

七九　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　九　122　九五

八〇　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　九　122　九六

八一　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　九　122　九八

八二　銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件　九　122　九九

八三　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部を改正する件　九　122　一〇〇

八四　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二一　一

八五　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二一　三

八六　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　二八　二

八七　電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件　二八　二

○金融庁、法務省、財務省

ニ　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二〇　二

○金融庁、厚生労働省、財務省、経済産業省

三　優先株式等の引受け等に係る資金援助に関し、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件の一部を改正する件　九　122　一〇〇

四　特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助に関し、特定合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件の一部を改正する件　九　122　一〇一

○金融庁、財務省、経済産業省

一五　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　九　122　一〇二

○金融庁、農林水産省

二〇　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　九　122　一〇三

○消費者庁

ニ　令和五年度消費生活相談員資格試験の実施を公告する件　二九　136　一

○こども家庭庁

二二　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部を改正する件　三〇　137　二九